

艦名	進水	噸數	速力	艦名	進水	噸數	速力
アドミラル、ラザレフ	一八七〇	三、五〇〇	二〇、三	オトマシニイ	一八七二	一、四〇〇	一五、
アドミラル、チチャゴフ	一八六八	三、五〇〇	二〇、五	ウシヤコフ	一八七五	四、二〇〇	一六、
アドミラル、スピソドフ	一八六八	三、五〇〇	二〇、五	セニアピン	一八七五	四、二〇〇	一六、
アドミラル、クレイグ	一八六八	三、五〇〇	二〇、	クラブリー	一八七五	一、四〇〇	一六、
クロシヤシユチイ	一八七〇	一、四〇〇	一五、	アドミラル、ブータコフ	一八七六	六、〇〇〇	一五、
クレミヤシユチイ	一八七二	一、四〇〇	一五、	セネラル、アドミラル、アプワキシシ	一八七六	四、二〇〇	一六、

計十二隻三萬八千三百四十六噸
合計四十八隻三十七萬二千〇二十七噸

是れバルチック及太平洋面に於ける露國海軍の重なるものにして、是れに小數の砲艦と驅逐艦水雷艇等の附屬艦隊を加ふれば、則ち露國艦隊の全勢力を得べし。而して砲艦海防艦等の外海に實力なきものを除けば、露國兩艦隊の實勢は戰艦十八隻、裝甲巡洋艦九隻、防護巡洋艦八隻にして、此内開戦前に太平洋面に廻航せられたるものは、戰艦に於てレトヒザン。ツアレビッチ。ペレスウィット。ポビーダ。ベトロバブロフスク。ホルタワ。セバストポールの七隻。裝甲巡洋艦に於てグロモボイ。ロシヤ。ルーリック。バーヤンの四隻。防護巡洋艦に於てワリヤイグ。ボカツイリ。バラダ。ヂャナ。アスコリッド。バヤーリン。

開戦後のバルチック艦隊

ノレウイグの七隻なりき。

然れば此際バルチック海面に残存したるは一たび廻航の途に上りて引き返へしたるアルマーゾ。オスリヤビヤ。ドミトリ、ドンスコイ。アウロラの諸艦を併せて戰艦十隻、裝甲巡洋艦五隻、防護巡洋艦一隻にして、此内ビーター、ベリキイ。アレキサンダー二世。ニコラス一世の三戰艦は老朽に屬し、ナバリン。シツイ、ベリキイも亦舊式に係る。裝甲巡洋艦の五隻亦然り、其新式に係りて噸數多く、速力大なるものは皆開戦前に東派せられたり。防護巡洋艦に於ては、前表に見えずして太平洋艦隊に現はれたるものノレウイグあり、而して前表中太平洋艦隊に見えざるはアウロラ(引返艦)オレグの二隻とす。

太平洋艦隊は到底全滅の運命を有すと見るときは、露國が黒海以外に於て有する今後の艦隊は戰艦六隻乃至十一隻、裝甲巡洋艦五隻、防護巡洋艦一隻乃至二隻と別に海防艦、小巡洋艦、驅逐艦、水雷艇なり。今新舊式を論せず、多きに從つて計上するときは此内三項は左の如くなるべし。

▲戰艦

ピーター、ペリキイ	九、九〇〇 <small>噸</small>	アレキサンダー二世	九、九〇〇 <small>噸</small>	ニコラス一世	九、七〇〇 <small>噸</small>
ナバ、バリン	一〇、〇〇〇	シツイ、ペリキイ	八、八八〇	オスリアアピ	一〇、六七四
ホロ、ザノ	二二、六七四	アレキサンダー三世	一三、四〇〇	オリーレル	一三、四〇〇
クニアズ、スバロフ	一三、一〇〇	スバ	一三、一〇〇		

計 十一隻 十二萬六千七百二十八噸

▲裝甲巡洋艦

ウラゲミル、モノマク	六、〇〇〇 <small>噸</small>	アドミラル、コルニロフ	五、〇〇〇 <small>噸</small>	ドミトリ、ドンスコイ	五、八〇〇 <small>噸</small>
バミアト、アゾフ	六、〇〇〇	アドミラル、ナチモフ	九、〇〇〇		

計 五隻 三萬千八百噸

▲防護巡洋艦

アウ、ロラ	六、五〇〇 <small>噸</small>	オレ、レ、グ	六、五〇〇 <small>噸</small>	アル、マ、ズ	六、五〇〇 <small>噸</small>
-------	------------------------	--------	------------------------	--------	------------------------

計 三隻 一萬九千五百噸

合計 十八隻 十六萬八千〇二十八噸

此内恐るべきは戦闘艦六隻あるのみ、而してオーレルは義勇艦隊の巡洋艦なりと報ずる者あり、アルマーズは三千餘噸の小艦なりとも稱せらる。

バルチック艦隊を太平洋に送る困難

此外既に着手せられ、若くは着手せられんとするは、戦闘艦ユースタフイ(一萬二千噸)、ジョアン、ズフトリスト(同上)、アンドレウ、ベルウアズアンヌイ(一萬六千六百三十噸)、バウル一世(同上)の四隻、裝甲巡洋艦一隻、巡洋艦ゼムチグ(三千八十噸)、イヅムラッド(同上)等の諸艦なりとす。

此等の艦艇が他年一日太平洋に廻送せらるゝことありや否やは大なる疑問なるも、今や露國は旅順艦隊の殲滅せざるに及んで、速にバルチック艦隊を送らんとする風説盛んなれば、此類の企圖が幾何の困難を伴ふやを見るは極めて興味ある事なるべし。戦時に於て石炭を中立國の港灣に得ること能はざるは則ち是れにして、露國にして必らず艦隊を送らんと欲せば、勞石炭輸送の運送船を従へざるを得ず。此の場合に於て若干の運送船を要すべきか。余は此る問題に對して全く門外漢なるを自白せざるを得ざるも、タイムススキュー、スニクの計算に據れば、最高の經濟速力(一時間十哩)を以て、チヌメ艦式の軍艦を送れば、黒海より旅順に至るまでに英炭三千二百五十噸以上、ポネーッ炭を以てすれば三千六百噸を要すと云へり。然るに黒海より旅順に至るまでは九千二百四十哩と

算せられたるを以て、バルチックより旅順に至るまでを一萬三千哩と畧算すれば、英炭にして四千五百七十餘噸を要する計算なり。而してチスマは一萬〇百八十噸の戦艦なれば、大小輕重を論せず、之を標準として算すれば、バルチックより旅順に十萬噸の艦隊を送るには、四萬四千八百九十噸弱を要するの理なり。

更に此等の石炭を輸送する運送船も亦自から石炭を燃焼するを以て、六千噸の巨船を以てするも、三十隻内外を附隨せしめざるべからず。

更に到着に要する時日を算するに、一時間に十哩とすれば一萬三千哩には千三百時則ち五十四日餘なるも、艦船は數々途中に繋留して石炭を積取らざるべからず。チスマの載炭量八百八十六噸を以て之を算すれば、凡て六回を要すべく、積取に二日、航路外に往復するに二日を要すとすれば、一回の石炭積込に要する時日は四日なれば、六回に二十四日を費し、之を通常の航路に要する五十四日餘に加ふれば七十八九日を要する計算なり。故に戦時にバルチック艦隊を太平洋に送り、太平洋艦隊をバルチックに送るは容易の業にあらず。

却説露國には義勇艦隊と稱する一隊あり、船舶十五隻を有し、平時は商船とし

義勇艦隊

てオデッサ。浦港、旅順の間を行航し、或は支那茶を輸送して黒海に至り、若くは新兵、除隊兵等をオデッサ。バツームの間に輸送するを業となし、戦時には武装して巡洋艦として或任務に就く。政府は之れが爲に大砲を準備し置くも、概ね舊砲なるのみならず、速力遅緩なるが爲に最新の數隻を除きては、殆んど何等の用をも爲さず。會社は私人の資本にて成立し、之れが營業も會社の經營に成り、以前は海軍との關係甚だ薄弱なりしを以て、千八百八十六年之を改良して今は海軍省の管轄に置かれたり。

造船業

露國海軍の現状は前文説く所に據りて略ぼ其の梗概を知るべし、然れ共海軍の勢力は現在の艦船のみにて優劣を論ずるを得ず、別に參考すべき點多々あり。例へば造船力の如きは其の一にして、此の點に於て露國は西歐諸國に比すべからざるは勿論なるも、我國に比すれば慥に一日の長あるを認めざるべからず。露國には官設の製鋼所あるのみならず、バルチック、及黒海の諸港には巨大なる軍艦を製造するに足る造船所少なからず、從來軍艦の建造は多く外國に依頼したるもの、近年は自國造船所にて辨ずるもの頗る多く、外國に注文するは殆んど其

の跡を絶んとするの觀あり。大砲製造も近年技術大に進みて、十二吋以下各種の銃砲一も自國にて製造し得ざるものなしと云へり。

造船設計も自國一流の考案を立つるに足り、其の創意に出づるもの多し。例へば巨大の装甲巡洋艦を作り始めたるは露國にして、一萬千噸の巨艦は千八百九十四年のルーリックを嚆矢として、列國は之れに倣ひ、シノープ型の戰闘艦を以て、後部に六門の重砲を對載するは、露國特得の造艦法なりと云ふ。

一方に於て露國の造艦術に疑を挿むべき材料も亦多し、千八百九十七年六月ガンクート號がビボルグ沖にて沈没したるは、技術上の缺點ありたるが爲なりと稱せられ、今回東洋に派遣せんとして急造したるアレキサンダー三世號は、試運轉の際に至りて多くの缺點發見せられ、二三回の改造を経たるが爲に、終に開戦に至りて東派すること能はざりし事實あり。

此等の事は我國にては多く露國官吏の腐敗を以て解釋せられ、造船上の伎倆を顧みる者なきも、原因の果して官吏の腐敗に存するや、將た伎倆の未熟に存するやは疑問なり。露國官吏の腐敗は著明の事實にして特に造船の如き事業に

其の弊を現はすは有り勝の事なるべけれども、多くの場合中には必らずしも其の原因より發せるにあらざるものあるが如し。蓋し露國は戰闘國とは云へ、其の工業の不發達なること彼の如きに、獨り造船術にのみ格別の進歩を爲したりと想像すべき理なければなり。原因の何たるは暫らく論せず、兎に角露國の軍艦に缺點多きは事實にして、東洋に派遣せられたるものに就きて之を見るも、ツレピッチ及バーヤンの大に延着したるは、途中にて數次小修繕を加へ、速力を緩めて航行したるが爲なりとの説あり。ツリヤークは新造の當初より大缺點あり、旅順にて組立てたる水雷艇は、銃の用法不完全なりしが爲に海水の浸入するを見たりとも報ぜられ、セバストポールは艦體要部の損傷甚だしかりしを以て、廻航後久しく旅順の船渠に入りたり。而して巡洋艦テムチュグは將に竣工せんとするに及んで沈没し始めたるは最近の報にして、原因は火爐より水面に通ずる鐵管の開放せられありたるに由ると云ふ。是れ官吏の收賄により造船上に生じたる缺點を埋葬せんとせるか、又は造船技術の拙劣なるに基づくか。露國官吏の腐敗は前章に述べたり、海軍々人が其の除外例にあらざるは勿

教育

にして、一時的材料の購入多きが爲に、腐敗は寧ろ他部に勝れるの觀あり、千九百年黒海の軍法會議に於ける一事は其の全斑を説明するものなり。近來旅順及浦港に於ける軍需品の檢閲にも、種々の風評ありたり。

海軍々人となるには兵學校を経由すること他國と異なることなし。兵學校は豫科三年、本科三年にして、貴族の子弟年齢十三歳以上十六歳までの者を入學せしめ、卒業者は直に少尉に任じて海上勤務に服せしむ。大學校あり、少尉より大尉に昇進したる俊秀をして之れに入らしむ、主として參謀を養成す。

數年以來造艦に急に、巨艦の續々建造せられたる結果として、士官に不足を生じ、或は陸軍々人を以て補充し、機關兵の如き通常の職工を以て之れに充てたるものありと云ふ。頗る信じ難き説なるも、士官の不足は事實にして、開戦の避くべからざるに及んで、俄に學校生徒を卒業せしめて勤務に就かしめたり。

海兵は志願者と強制者とに取ること各國と同じ、現役七年にして後備三年なり、海兵團に於て教養す。而して露國海軍の一大缺典は彼等の無智にして到底敏捷の行動を爲し難きに在り、列國の海兵に比して著しく下劣なるは露國にし

露國と侵襲政

て、露國海軍は之を匡救せざる以上、決して他と雄を争ふこと能はず。

第十五章 結論

レスニールの手を假りて世界に公表されたる彼得大帝の遺詔なるものは、那翁の對露策として信ぜられ、今は眞面目に之を受取る者なし。然れ共凡ての露國の活動は帝を待ちて始めて開始されたる如く、侵略を國策とする一事も帝の時に其の端緒を開きたり。彼得帝が海上權に重きを置きて、アソフの爲に戦ひ、バルチックの爲に戦ひ、都をネバ河畔に移したるは歴史の明證する所にして、中央亞細亞、波斯、土耳其に對する侵略の第一着歩も亦帝の時に試みられたるなり。然らば遺詔の有無は論外に置きて、中興の英主が取れる國策として、後世同國君臣の思想に大なる勢力を有するは疑ふべからず。况んや附近の地勢と隣國の情況とは、中世人の慾望たりし領土の擴張を實行するに最も好都合なりしものあるをや。

彼得は官等十四級を作りて人臣を黜陟し、之れに對して大いに功名を刺戟したり、官等の上進と勳章とは、露國臣民唯一の希望たりしなり。而して此等の希望を達する捷徑は、邊陲の功を擧ぐるに若くものなく、是れも亦露國侵掠の國是を養成するに大なる助力を與へたり。此くて彼得以下累世の君臣は、領土の擴張を以て主たる事業と爲し、之を行ふこと久しふして軍人の數は愈々増加し、軍人の數増加すると共に其の勢力は抑制すべからざるに至り、賢者ありて侵略の不可を知ると雖、之を如何ともすること能はず。馴致三百年、痼疾膏肓に入りて治すべからず、終に國家大破綻の淵に瀕するに至れるもの、實に露國の現状なりとす。

パシルが一諸侯を以て莫斯科に起りしより五百餘年にして、地を拓らくと八百餘萬方哩、彼得より算して二百餘年にして、領土を増すと亦六百萬方哩なりとす。今の露國は則ち八百六十六萬方哩の中に、人口一億三千萬を有し、歲計廿一億餘圓、常備軍百萬、海上の勢力亦五十餘萬噸を擁す。是れ世界匹なきの國、古來稀有の異事に屬す、則ち威八紘に加はりて、列國敢て之れと抵敵する者なく、喘々

焉として唯其の怒に觸れんことを是れ恐る。侵略政策も亦立國の大要義なるべきか。

此の問題は輕々に答へ去り難し、暫らく其の内容を研究して、詳に利害得失を審案するの要あり。露國の大は直に勢力の大を意味するか、抑も實際には幾多の缺點あるか、侵略に據りて得たる大は之を永久に保持するを得るか、國民の幸福は増進せらるゝか、名譽は高めらるゝか。凡そ此等の諸問題に對して適當の解釋を得ざれば、侵略の得策なると否とは未だ答へ得べからざるなり。

吾人の知る所を以てすれば、國家の安寧鞏固に要する第一義は、人種の統一是れなり。人種の雜駁は思想感情の雜駁を意味し、異論紛議の原因を含む。古來人種の雜駁なる國にして、永久に安寧鞏固を得たる例甚だ鮮し、怙木兒、アレキサンダーの世界的國家は間はず、英の愛蘭に於ける、奥のゼックス、匈牙利に於ける、皆國家の構成上に於ける危険の例證にあらざるはなし。而して侵略政畧は當然此弱點を含む、何となれば侵略は他の人種を包括すると同一意義なればなり。露國は二百年來侵略を繼續したる結果として、多くの異人種を包括したり、或

侵略政策より
生ずる弱點

人は之を四五十種と算し、或人は之を六七十種と云ふ。此の如きは固より些々たる小人種を區別するものにして、國家構成上の異勢力と見るべからざるも、少なくとも十數種に分ちて各々思想感情の異同を見るべく、總數は露國人口の四分の一に上るべし。是れ國家の基礎に至大の弱點を含むものにして、八百六十万方哩、一億三千萬の領土人口は、必らずしも純然たる一國なりと見做すを得ず。加ふるに亡國の怨を以てするときは、此の弱點は益々著大となりて、本國の勢力を増大するよりは、寧ろ之を控除する相殺的分子たるべし。前章に研究したる所に據れば、芬蘭、沿海三州、波蘭、高加索、中央亞細亞等、彼得以後に蠶食したる地方は多くは未だ醇平たる露國にあらずして、大部分は敵意を挟み、機會あらば獸走鳥散し去らんと欲す。

此等の地方を治むるは一大難事なり、露國は常に劔戟を磨きて之れに備へざるを得ず、従つて収入と支出とは相償ふ能はずして、兵力及財力に於て國家の負擔に歸するもの多し。故に論ずる者は曰く、露國の此等の地方を得たるは、實に國家の勢力を増大せざるのみならず、却つて弱點を加へたりと。英も亦多數人

種を包括する國なるも、土地相距ること各數千里なるを以て、各地に自活の權を與へて、各其の好む所を爲さしめたり。是れ本國は負擔を受くること少くして、人種的憎惡は却つて緩和せらるべき方法なり。然るに露國は之れに反して、統一的政策を立て、他の傳來の制度を禁じ、言語を禁じ、宗教を虐し、ニコラス一世以後嚴に之を實行したり。新版圖に自治を許すと本國化政策を取るとは自から一問題なれ共、露國が取りたる露化的政策は、亡國の怨を激し、人種的反感を煽し、本國に向つて多大の責任を増したること蔽ふべからず。

然れ共侵略地の本國化的政策は有心故造にして、利害を打算して後に行ふ所なり、現在の負擔は如何にも多くとも、暫らく之を忍びて將來に大利を收めんと欲す、政治家にして放任政策の利を認めば、之を廢止するも亦自由なり。之れに反して侵略政策に伴ふ必然の弊は極めて多く、侵略政策其ものを廢せざる以上は、如何に之れが匡救を望むこと切なるも到底免るゝ能はざるものあり。財政の窘迫の如き、壓制の行はるゝが如き、腐敗の横行の如き、其中の著大なるものにして、一言にして之を蔽へば、外征を事として内治を曠廢すと謂ふに在り。

此等の弊が露國に於て如何に發現したるか、吾人が前數章に研究したる所とす。凡そ軍國政治に於て權力と財力とは中央に集中して、之れに伴ふ多くの弊害を醸生するは普通なり。露國に於ては君主獨裁制は墮落して壓制政治となり、壓制政治は更に墮落して官吏政治となりたり。行政に何等の統一なく、各省互に權力を爭奪して、民政の上に撞着せる數個の命令を發し、政界をして混亂に陥らしむるは其の結果なり。而して無數の小官吏等が漫りに威幅を弄して人民を虐待し、賄賂を強求し、何等高尚の理想なくして、無責任に各般の施治に干渉するに至り、人民をして堪ゆるべからざる境遇に陥らしめたり。

スラブは元と自由を愛する民なりしは、ミルの制度に徴して疑ふべからず、社會主義者にして古來理想の實行せられたる場合を求め、スラブのミルに於て其の實例を發見すべし。農奴の制は政治家の偶然發明したる苛法にして、スラブの本性にあらず、亦以て軍國政治と自由制度と兩立し難き一例と爲すに足る。此の如き人民の上に今日の如き制度の確立したるは、即ち數世紀間軍國政治を實行したる結果にして、アレキサンダー二世の代に一たび復古せんとしたる自

由制度も、忽ち其の萌芽を折られて、今は自治は名のみ存ず。

今日と雖專制壓虐の政治を喜ぶ者多數なりと思ふは、外觀に誤られたる見にして、人民の多數は勿論、スラブの上流を代表する貴族の大半は、自由の思想を有する者なり。數世以來國權を握りて政治の局に當りたるものは、皆屠狗の徒の功名を僥倖する輩にして、此の輩の引援比周して織り出せるは、實に今の官吏制度と爲す。故に露國に於て立憲制度扶植の希望は、小數野心家の構造にはあらずして、却つてスラブの人心に根據を有する確説なり。夫の權勢を私する官吏、侵略を業とする軍人等は、之を擁蔽して輿望を達せしめず、更に其の氣焰を抑へんが爲に、益々壓制を加ふ、是に於てか吾人は再び侵略政策の自由制度と兩立し難き證左に逢着す。

陰謀を以て侵略を實行するには、秘密を要訣とす、露國の外務省に在る亞細局なるものは、則ち陰謀の府にして、内部は一切外人に知らしめず。若し議會を設けて豫算を國民の討議に附するとせば、決して此の如きを許すべからず。況んや軍國の事は最も敏活を要し、輿論の牽制を受くるは、其の不利とする所なるを

や。軍人官吏の徒は此の如き理由を以て、立憲政治の確立に反対す。

専權は弊の生ずる所なり、露國官吏の腐敗は列國に其の比を見ず。或は職權を弄して公然賄賂を收め、或は盜賊に連盟して公私の財物を掠め、若くは小女を姦し、有夫女に通ずる等、破倫橫暴至らざるなきの狀は前章に説きたり。此の如き状態は經濟上の悲況を別にするも、人民の疾苦を大ならしむるは謂ふを俟たず。加ふるに苛征重税並び至りて、終日勞働するも僅に身を支ふるに過ぎざるあらば、誰れか奮然として現制に抗するを欲せざる者あらんや。

而して苛征重税は侵畧政策必然の結果として、必らず人民の頭上に落下せざるを得ず。我露國の經濟財政を見るに、此の弊の著大なるを感せずんばならず。露國本年度の豫算は廿一億餘圓にして、之を千八百九十三年の十一億圓弱に比すれば、正に二倍に當れり。此の如き膨脹は民力發達の結果にあらずして、政府が侵略の爲に過大の軍備を張り、無用の鐵道を敷設したるの致す所なり。故に歲計は年々莫大の不足を告げ、之を外債に仰ぎて其の缺を補はざるべからざるに至り、其の額積んで七十億圓の多きに達せり。

革命運動は必至の數

露國は此く巨額の外債を募るに先ちて、有らゆる手段を盡くして收入の増加を計畫したるは想像に餘りあるべく、人民に課する租税の年々に重きを加へたるのみならず、租税以外の租税則ち專賣法を設けて二重に負擔を増せり。今日歲入の第一に居るはウオーツカの專賣にして、總額五億圓に至る。而して第二の大收入たる間接税は如何なる状態に在るかを見るに、茶、珈琲、砂糖、アルコール、石油、まらち等の日用品に於て、通常賣買價格の五倍乃至十倍を課すと云ふ。此の如きを以て露國の生活は比較的高價にして、人民は日々の生活に疾苦せり。

世界各國中露國の農民の如く不幸なるは稀なるべし、彼等の耕作術は極めて幼稚にして、時に木犁を用ゆる者あり、従つて其の收穫は甚だ不安固にして、往々饑餓を免れず。而して官吏の誅求は遠慮なく、此の貧民に向つて發せられ、加ふるに官權を被る小吏等は人權の何たるを解せず、壓制暴虐至らざるなきを以て、農民は肉體上精神上並び攻められて、將に身を置く所なからんとす。

是を以て彼等は官吏を惡め、露國名物の一たる農民の暴動は之が爲に跡を絶たざるなり、世の慷慨激越の士は之を傍觀して同情の念禁じ能はず、挺身之れ

が救済に任じ、或は名譽と位置とを一擲して農民と伍する者あり、或は身を下して工場之群に入り、若くは小學教員となりて村落に入り込み、若くは爆裂彈を投じて壓制官吏を脅赫す、所謂革命黨は是れなり。露國の如き國情に於て、革命黨の輩出するは勢の自然なるものにして、小數の小人が相寄りて國權を弄し、民の財物を掠め、之を虐遇して、良民は訴ふるに處なきに於て、乃ち暴力に訴へて此の惡制を破壊せんとするもの、萬止むを得ざるに出づ。詭激の行爲は往々正人君子の墮盛を招くことあるも、之を除きて他に方法なくんば、吾人は大に恕する所なかるべからず。

露國の革命黨は詭激黨中の詭激なるものと目せられ、虛無黨の名は世界の恐怖となりたり。然れ共同黨を以て徒に破壊を喜ぶ者と爲すは、未だ革命黨の真相を解せざるものにして、彼等は立憲政治を扶植するに於て最も健確なる思想を有し、雜ゆるにスラブ固有の社會主義を以てするに外ならず。手段の詭激なるは境遇の然らしむる所にして、若し立憲主義の政治の良法たるを信じ、更に國民の現狀に感奮して一日も之を扶植するの速ならんことを欲するに當りて、當

局の之れに對すること露政府の如くならば、何人が露國革命黨と同一の行爲に出でざる者ぞ。

アレキサンダー二世の末期に於ける革命黨の行動は、如何にも過激ならずと云ふを得ず、然れ共彼は暗殺にはあらずして兩黨激闘の結果なり、革命黨は敵を斃さずんば自から斃るべき位置に在りたり。反動派が國權を以て革命黨に對しながら、之を壓伏すること能はずして却つて首領を失ひたるは彼等の失敗と云ふべきのみ、吾人は此の一舉に由りて革命黨の勇氣膽略を認むるも、之を非難すべき理由を發見せず。

露國が歐洲の一國に位置しながら、堅く立憲主義の竄入を防ぎ、文明國一般の政治を認めざるは既に一異事なり。而して之れが利害の責任に任する者は、侵略政策を奉する一黨にして、今は直接此の點に關して論すべき機會にあらざるも、彼等が數百年來國權を專にしたる結果は、大體に於て露國に利ならざりしこと確實なりとす。是れ前文に説ける所に徴して明白にして、露國にして若し其の方針を一變し、侵略に用えたる精力と財力とを國內の開發に費したらんには、

露の國力文明は現在に倍蓰し、而して上下の福祉は現在に十倍したらんこと、殆んど疑ふべからざるが如し。今や人民の狀態に鑑み、外債の嵩積に積ふるときは、數百年傳襲の政策が一大失敗なりしと知らるゝに當りて、反對の主義を把持する有志の現狀に忍ぶ能はざるは當然にして、現在政權に居る者の願みて自から改悛するの雅量なき以上、進んで彼等を驅逐し、國家國民の爲に適當の制度を樹立せんと熱衷するは、愛國の至情止むべからざるを認むべきなり。

故に露國の内情を研究するに當りて、

- (一) 彼得大帝の遺詔の有無に論なく、數百年來露國が侵略的政策を繼續し來りたるは争ふべからざる事、
- (二) 其の結果として大に土地人口を増加し、今は世界に匹なき大國となりたるも、他面に於て内治を曠廢し外債を山積して、民を非常の疾苦に陥らしめたる事、
- (三) 従つて革命黨が現制度を一變して自由政治を施かんとするは、正當の主張なる事、

の三事は争ふべからざるの事實として承認すべし。革命黨自身は勿論此の確信を有するものにして、始めより現在の當局と戦ふの決心を以て起りたるものなれば、政府が如何なる嚴厲の手段を取りたればとて、之れに避易して屏息する者にあらず、政府の壓虐甚だしければ甚だしきだけ、彼等の手段も亦酷虐に赴きて、何處までも政權と争はんと欲する者なり。

強大なる政權と對抗して革命黨の力とする所は國民の同情に外ならず、故に彼等は隻手を以て政府と争ひつゝ、隻手をば一般人民の間に伸べたり。市府の職工、田舎の農民、大學の學生、軍隊の愛國者等、凡ての階級に向つて革命の傳道に盡瘁するは之れが爲にして、現在に於て既に相當の地歩を占めたり。其の當局者が擁する莫大の兵力と抵抗するに至るは、唯時日の問題なるのみ。

是に於てか吾人は露國の最惡面を指摘すべき位置に到達せり、他なし、文明の弘布を阻止するの一事是れなり。蓋し何等高尚の目的もなく、單に下劣なる名譽心を飽かしめんが爲に、漫りに他の領土を奪略するは、其の事既に野蠻にして、唯無智の社會にのみ行はるゝなり。語を換へて之を説明すれば、露國の現制度

當局の之れに對する手段

は人民の無智なる間に存在を許さるゝのみ、苟も民智の開けて人權の思想社會に現はるあらば、此の如き政略は決して執行するを得ず。反面に於て、現制度に反對し、之を破壊せんと欲せば、民智を開發するの手段を取るより有力にして確實なるはなし。乃ち現制度の維持者は不知不識の間に文明を壓滅するに傾き、革命黨は文明の弘布者たる位置に立つ。

露國現在の當局者が有心故造的に文明を壓滅すと曰はゞ、或は之れに抗論するの辭あるべし、然れども少なくとも革命の氣運を阻止するの名に於て、同一の事實を實行し居るは争ふべからず。大學の教授は或範圍の講説を禁止せられ、中學の課程は極めて嚴密なる制限を附せられ、小學の教師は最も愚なる人物にして始めて許可せられ、田舎の役場書記は教育の低度なるを選択せられ、凡ての事は皆一般文明國の爲す所に逆行するにあらずや。而して其の理由は人民をして『不健全なる政治思想』と遠ざからしむるに在り。

彼等は亦言論、出版、結社の自由を禁じ、或は世界共通の書をだも國民に讀ましむるを肯んせず。之れが爲に人民は無智にして終るのみならず、政府當局者も

自國の那邊に何事の起りつゝあるかを知ること能はず、民を愚にするの餘波に於て、己れをも愚にしつゝあり。

此の如きは實に露國民の不幸にして、又露國當局の不幸と謂はざるべからず、何となれば侵略政策を繼續せんと欲せば、最も財用の豊富ならんを欲し、財用の豊富ならんを欲せば、民智を開發して國力を發展するに如くはなきも、露國は其の國策に於て多大の費用を要すること他國に過ぐるに關せず、其の生産力を増大すへき民智の開發は、現制度其もの、存立上之を許すこと能はざればなり。

露國は今岐路に立てり、大に商工業を奨勵して國用の素地を培養せんか、其の革命黨の氣勢を添ふる所以なるを如何せん。依然として人民を愚にし、現制度の基礎を鞏固にせんか、國家は終に立ち枯れの姿となるを如何せん。右せんか、將に左せんか。

想ふに侵略を以て國是としたるもの、古來其の例に乏しからず、而して其の終を善くしたるものは未だ一もあらざるなり、露國も蓋し之れが例外たること能はず。査するに露國が過去の經歷を一變して、文明國普通の政治を行ひ、列國と

露國は進退共に窮す

共に親厚の交誼を結び得るの道凡そ二あり、一は外敵に擊破せられて國家の存立を危ふする時、他の一は國內有志の運動功を奏して、自から立憲制度を確立する時は是れなり。

二者の前途は何れにしても遠きにあらず、知るべからざるは何れか先を爲すに在り。露國の境界は四面既に自然の區劃に達し、之を踰ゆるの容易ならざるのみならず、之を踰ゆれば強大國と接觸せざるべからざるの情は、我侵略史に詳なり。東西北の三面は海にして之を渡りて領土を開拓するは、殆んど望むべからず。餘ますは南境の一あり、其の東方は朝鮮滿洲にして、直に我國の利害に觸れ、蒙古に於て稍々自由の手を有するも、單に蒙古を收むるは何等の利益をも生せず。是れより南、清の西境は一帶の大山脈にして、之を踰ゆるは容易ならざるのみならず、漸く南して英の利害に觸るゝこと漸く切なり。アフガニスタン、彼斯、土耳其に至りては概ね列國利害の交錯點にして、強大國と戰爭の危險を冒すにあらざれば、寸地も前進すべからざるなり。

地勢の此の如きのみならず、侵略の準備に必要なる財政に窮するも、又前に示

露國の運命に
關はる他の一
勢力

す如くなれば、露國は内外の情勢に鑑みて膨脹の極度に達せりと斷言すべし。賢者ありて、其の政を取らば、今は無用の侵略を止めて、専ら意を内政の改善に注かんとす。然れ共三百年來襲用せる政策は一朝に放擲し難く、情性は深く露國政治家の腦裡に感染せるあり、加ふるに政策の變更は則ち自己權力の失墜を意味するときは、現在制度の下に之を斷行するは不可能に屬す。故に露國政治家は侵略の準備に於て未だ盡さざるものあるに關せず、之れに對する抵抗の頗る強大なるに拘らず、尙ほ從來の夢に魅せられて、侵略に耽らんは疑ふべからず。其の結果強敵に擊破せられて國內の瓦解を生ずることあるべし。

幸にして此原因より來る瓦解は數十年延期せらるゝとあらんか、革命黨の盡力は次第に自由の思想を國民に傳播するに至り、多數國民は現制に満足せず、蹶起して之を破壊すべし。吾人は現在に於ける革命黨の勢力を適當に打算し得ず、之を論するも多く揣摩に陷るの恐あるを以て、單に前章に記述する所を讀者に回憶せんことを請ひ、革命の氣運は廣くして且つ深しの一言を加ふるに満足せざるべからず。而して財政上の窮迫益々甚たしく、人民の苛征に苦しむこと

愈々切なれば、此の氣運の刺戟せらるゝこと次第に大なるは疑ふべからざれば、此の原因より来る瓦解も決して遠き將來にあらず。

事實に於て露國は外敵の爲に破碎せられんか、將た革命に由りて一變せんか、此は將來に徴するの外なし、吾人の云ひ得る所は現在の露國は必然此の二原因中の一にて斃るべく、又吾人は其の目撃者たるべしと云ふに止まる。

終に臨みて一言を附す、露國の侵略政策は官吏政治に伴ふ病的現象にして、此の制度にして改革せられざれば、此の政策も亦到底廢止せらるゝ望なく、其の結果は内國民を虐待し、外世界の平和を攪亂す。然れば露國に自由制度を扶植するは、管にスラブの幸福を増進するのみならず、實に世界の幸福を増進するものにして、露國の制度改革は同國革命黨の獨り任すべき所にあらず、世界も亦之を分擔すべし。故に英國には『露國自由の友』なる團體組織せられ、米國にも亦之れあり、貴衆兩院議員其他尊敬すべき人士を網羅し、活潑に露國革命黨を援助しつゝあり。是れ適當の方案にして、直接に露國侵略政策の弊を受くる我國人も、斯る行動を取りて可なり。

革命黨に對す
國外の同情

現代露西亞終

明治三十七年五月二十日印刷
明治三十七年五月廿一日發行

定價金四拾錢

著者 須崎芳三郎

發行者 大橋新太郎

印刷者 飯田三千太郎

印刷所 株式會社 秀英舎第一工場

現代理露西亞並製



發兌元

東京市日本橋區本町三丁目

博文館

法學士 須崎芳三郎君著 露國侵略史

(帝國百科全書第百五編)

洋裝大判紙數二七六頁
特製正價五拾五錢郵稅拾錢
並製正價四拾錢郵稅八錢

緒言 滿韓に對する我主張—日露と滿韓—露國の歴史—露國と侵略其他

第一章 露國小史
ツァアの意義—スラブ族の本據—建國の祖—南進の潮流外四十三

第二章 西比利亞の掠取
露人侵入前の西比利亞—侵略の速度—コザツク—ザボロク外十八

第三章 黑龍地方の横奪
露人南進の氣運—ホルコフの派遣—カ—の接觸—第二戰外三十五

第四章 中央亞細亞の掠取
中央亞細亞經營の濫觴—ペコビツチの使命—キーバの陰謀外三十四

第五章 波斯の侵略
露波第一の接觸—ジョーギアの内附—露波戰外十二

第六章 土耳其の侵略—巴爾幹問題

第七章 西比利亞鐵道
第一の提議—鐵道馬車の計畫—ソフロノツフ案—コロンフ商會其他

第八章 滿洲問題
露滿の約—三國干涉の由來—遼東に對する我國の權利外二十四

第九章 結論
迅速なる膨脹—世界統一說の虚誕—三百年間に於ける膨脹—未曾有の大帝國—露國に對する鬼胎—膨脹の迅速なりし所以外九

露國の過去三百年は侵略の歴史なり、一々其跡を尋ねて滿洲問題を馴致したる所
以を示すは本書の目的なり其間、露人殘虐の實例あり外交不信の歴史あり外交官
吏の惡辣手段、邊疆武人の狡策、間諜の毒針等、露國の慣用手段は重出層見、讀者
をして不知不識の間に自ら露國が清韓兩國に用ゐたる、奸譎の外交を想起せしむ
別に露國小史ありて其初國の始より現帝ニコラス二世に至る迄の事歴を載せた
るを以て讀者は刻下の必讀書を得ると共に此彪大帝國の歴史を知るを得べき也

帝國百科全書の發行は我國出版界に於ける實に空前の大事業なり、嘗に卷帙の浩漭なるが爲めにあらず、其内容に於ても然りとす、其全編の著者は悉く當代第一流の博士學士、述作する處は皆専門の科目、政治、經濟、法律、文學、理學、工學、農學、林學に亘り、方今世界の思想界と物質界とに於る總ての最も進歩發達せる理論と事實とを網羅す。彼の大英百科全書が世界に於て萬種の事物を最も完全に網羅せる圖書とせば、帝國百科全書は少くも日本帝國の「エンスイクロペヂヤ」なり、而かも彼れは全部の價貳百圓許にして此れは全部二百卷の價値かに六拾五圓のみ、蓋し卷帙の浩漭と内容の精選と各學科の具備とに加へて其代價の比較的廉なることに於て古今無比なるべし。宜なり本書が噴々たる世上の高評を博し、毎卷皆數版乃至十數版を重ねることや、今や豫期の順序に因り其百餘編を發行するに至る、且別に醫學新書、商業叢書、工業叢書等各専門の全書を發刊せりと雖も、社會の進歩は更に各學科の微細に入り、日に進み月に磨き、分類に加ふるに分類を以てし、猶向後刊行する所の本書に待つや少なからざるものあらんとす、本館亦益々奮つて之か完成に助め、以て能く社會の森羅萬象は、盡く網羅して遺憾なからんとを期す。

第一編	世界文明史	文學博士 高山林太郎著	第九編	支那文學史	文學士 佐藤傳藏著
第二編	日本新地理	文學博士 佐藤傳藏著	第十編	農學	農學士 恩田鐵綱著
第三編	東洋倫理學	文學博士 井上哲次郎著	第十一編	修辭學	文學士 武島又次郎著
第四編	西洋肥料學	農學士 木村實太郎著	第十二編	論學	文學博士 高山林太郎著
第五編	宗教哲學	文學博士 神崎正治著	第十三編	栽培學	農學博士 横井時敬著
第六編	新選算術	理學博士 高木貞治著	第十四編	植物營養論	農學博士 稻垣乙丙著
第七編	農產製造學	農學士 楠 巖著	第十五編	邦語英文典	文學士 神柳郡太郎著

第十六編	法律汎論	法學士 熊谷直太郎著	第三十五編	哲學汎論	文學士 藤井健次郎著
第十七編	新撰代數學	理學博士 高木貞治著	第三十六編	商工地理學	法學士 永井惟直著
第十八編	地質學	理學士 佐藤傳藏著	第三十七編	提要造林學	林學博士 本多靜六著
第十九編	新撰幾何學	理學士 林 一著	第三十八編	商業經濟學	法學士 清水泰吉著
第二十編	森林學	林學士 奥田貞衛著	第三十九編	氣候及土壤論	農學士 佐々木新太郎著
第二十一編	法親族編釋	法學士 上田 豊著	第四十編	最新統計學	法學士 夏秋龜一著
第二十二編	國際私法	法學士 中村太郎著	第四十一編	西洋歷史學	文學士 吉岡藤吉著
第二十三編	國際公法	法學士 北條元篤著	第四十二編	民法債權編釋義	工學士 內藤游吉著
第二十四編	倫理學	法學士 熊谷直太郎著	第四十三編	稅關及倉庫論	工學士 藤井光藏著
第二十五編	日本歷史	文學博士 盤江義九著	第四十四編	東洋教育	法學士 丸尾昌雄著
第二十六編	民事訴訟法釋義	文學士 木寺柳次郎著	第四十五編	政治學	法學士 岸崎 昌著
第二十七編	法用化學	法學士 梶原仲次著	第四十六編	政治學	文學士 中野禮四郎著
第二十八編	日用化學	法學士 丸山長波著	第四十七編	政治學	文學士 森山守次著
第二十九編	民法	法學士 井上正賀著	第四十八編	政治學	文學士 永井惟直著
第三十編	民法	法學士 添田敬一著	第四十九編	政治學	文學士 坂本健一著
第三十一編	民法	法學士 丸尾昌雄著	第五十編	政治學	文學士 菅原大太郎著
第三十二編	民法	法學士 征川 潔著	第五十一編	政治學	文學士 十時 彌著
第三十三編	民法	文學博士 盤江義九著	第五十二編	政治學	文學士 三浦菊太郎著
第三十四編	民法	文學博士 田中次郎著	第五十三編	政治學	文學士 白河次郎著
第三十五編	民法	文學博士 高山林太郎著			文學士 國府隆東著
					文學士 高見長恒著

三編 日本帝國憲法論

法學士 田中次郎君著

- 第一編 總論
- 第一章 帝國憲法の沿革及意義
 - 第二章 憲法の地位及解釋
 - 第三章 國家統治の關係
 - 第四章 國家統治の機能
- 第二編 各論
- 第一章 天皇
 - 第二章 國民の權利義務
 - 第三章 帝國議會
 - 第四章 國務大臣及樞密顧問
 - 第五章 司法
 - 第六章 會計
- 附錄
- (一) 五ヶ條御誓文
 - (二) 明治十四年の詔勅
 - (三) 憲法前文詔勅各條正文
 - (四) 皇室典範正文
- 補則
- (一) 憲法改正法の性質
 - (二) 憲法以前の法令の性質
 - (三) 皇室典範の國法上の性質

八編 議會及政黨論

法學士 菊地學而君著

- 緒論
- 第一章 國家の觀念
 - 第二章 統治權又は主權
 - 第三章 國體及政體
 - 第四章 帝國議會
 - 第五章 議會の組織
 - 第六章 議會の地位
 - 第七章 議會の性質及び司法上の地位
 - 第八章 議會の組織
 - 第九章 議會の地位
 - 第十章 議會の性質及び司法上の地位
- 第一編
- 第一章 議會の總論
 - 第二章 議會の目的
 - 第三章 議會の組織
 - 第四章 議會の地位
 - 第五章 議會の性質及び司法上の地位
 - 第六章 議會の組織
 - 第七章 議會の地位
 - 第八章 議會の性質及び司法上の地位
- 第二編
- 第一章 政黨の總論
 - 第二章 政黨の目的
 - 第三章 政黨の組織
 - 第四章 政黨の地位
 - 第五章 政黨の性質及び司法上の地位
 - 第六章 政黨の組織
 - 第七章 政黨の地位
 - 第八章 政黨の性質及び司法上の地位

五編 國法學

岸崎法學士 共著 故中村孝君

- 緒論
- 第一章 國法學の意義
 - 第二章 國法の淵源
 - 第三章 國家の組織
 - 第四章 國家の機關
 - 第五章 國家の機關(總論)
 - 第六章 國家の機關
 - 第七章 國家の機關
 - 第八章 國家の機關
 - 第九章 國家の機關
 - 第十章 國家の機關
- 第一編
- 第一章 國家の總論
 - 第二章 國家の目的
 - 第三章 國家の組織
 - 第四章 國家の地位
 - 第五章 國家の性質及び司法上の地位
 - 第六章 國家の組織
 - 第七章 國家の地位
 - 第八章 國家の性質及び司法上の地位
- 第二編
- 第一章 國家の總論
 - 第二章 國家の目的
 - 第三章 國家の組織
 - 第四章 國家の地位
 - 第五章 國家の性質及び司法上の地位
 - 第六章 國家の組織
 - 第七章 國家の地位
 - 第八章 國家の性質及び司法上の地位

六編 行政裁判法論

法學士 小林魁郎君著

- 緒論
- 第一章 行政の意義
 - 第二章 行政の沿革
 - 第三章 行政の活動形式
 - 第四章 行政の組織
 - 第五章 行政の地位
 - 第六章 行政の性質及び司法上の地位
 - 第七章 行政の組織
 - 第八章 行政の地位
 - 第九章 行政の性質及び司法上の地位
- 第一編
- 第一章 行政訴訟の總論
 - 第二章 行政訴訟の目的
 - 第三章 行政訴訟の組織
 - 第四章 行政訴訟の地位
 - 第五章 行政訴訟の性質及び司法上の地位
 - 第六章 行政訴訟の組織
 - 第七章 行政訴訟の地位
 - 第八章 行政訴訟の性質及び司法上の地位
- 第二編
- 第一章 行政訴訟の總論
 - 第二章 行政訴訟の目的
 - 第三章 行政訴訟の組織
 - 第四章 行政訴訟の地位
 - 第五章 行政訴訟の性質及び司法上の地位
 - 第六章 行政訴訟の組織
 - 第七章 行政訴訟の地位
 - 第八章 行政訴訟の性質及び司法上の地位

七編 行政法汎論

法學士 小原新三君著

- 緒論
- 第一章 行政の總論
 - 第二章 行政の目的
 - 第三章 行政の組織
 - 第四章 行政の地位
 - 第五章 行政の性質及び司法上の地位
 - 第六章 行政の組織
 - 第七章 行政の地位
 - 第八章 行政の性質及び司法上の地位
- 第一編
- 第一章 行政の總論
 - 第二章 行政の目的
 - 第三章 行政の組織
 - 第四章 行政の地位
 - 第五章 行政の性質及び司法上の地位
 - 第六章 行政の組織
 - 第七章 行政の地位
 - 第八章 行政の性質及び司法上の地位
- 第二編
- 第一章 行政の總論
 - 第二章 行政の目的
 - 第三章 行政の組織
 - 第四章 行政の地位
 - 第五章 行政の性質及び司法上の地位
 - 第六章 行政の組織
 - 第七章 行政の地位
 - 第八章 行政の性質及び司法上の地位

九編 行政法各論

法學士 小原新三君著

- 第一編
- 第一章 官治行政
 - 第二章 軍務行政
 - 第三章 警察行政
 - 第四章 財政行政
 - 第五章 稅務行政
 - 第六章 土地行政
 - 第七章 公債行政
 - 第八章 公營行政
 - 第九章 公營行政
 - 第十章 公營行政
 - 第十一章 公營行政
 - 第十二章 公營行政
 - 第十三章 公營行政
 - 第十四章 公營行政
 - 第十五章 公營行政
 - 第十六章 公營行政
 - 第十七章 公營行政
 - 第十八章 公營行政
 - 第十九章 公營行政
 - 第二十章 公營行政
- 第二編
- 第一章 自治行政
 - 第二章 地方自治
 - 第三章 地方自治
 - 第四章 地方自治
 - 第五章 地方自治
 - 第六章 地方自治
 - 第七章 地方自治
 - 第八章 地方自治
 - 第九章 地方自治
 - 第十章 地方自治
 - 第十一章 地方自治
 - 第十二章 地方自治
 - 第十三章 地方自治
 - 第十四章 地方自治
 - 第十五章 地方自治
 - 第十六章 地方自治
 - 第十七章 地方自治
 - 第十八章 地方自治
 - 第十九章 地方自治
 - 第二十章 地方自治

三編 國際公法

北條法學士 共著 熊谷法學士

- 緒論
- 第一章 國際公法の概念
 - 第二章 國際公法の淵源
 - 第三章 國際公法の範圍
 - 第四章 國際公法の適用
 - 第五章 國際公法の效力
 - 第六章 國際公法の組織
 - 第七章 國際公法の地位
 - 第八章 國際公法の性質及び司法上の地位
 - 第九章 國際公法の組織
 - 第十章 國際公法の地位
 - 第十一章 國際公法の性質及び司法上の地位
- 第一編
- 第一章 國際公法の總論
 - 第二章 國際公法の目的
 - 第三章 國際公法の組織
 - 第四章 國際公法の地位
 - 第五章 國際公法の性質及び司法上の地位
 - 第六章 國際公法の組織
 - 第七章 國際公法の地位
 - 第八章 國際公法の性質及び司法上の地位
- 第二編
- 第一章 國際公法の總論
 - 第二章 國際公法の目的
 - 第三章 國際公法の組織
 - 第四章 國際公法の地位
 - 第五章 國際公法の性質及び司法上の地位
 - 第六章 國際公法の組織
 - 第七章 國際公法の地位
 - 第八章 國際公法の性質及び司法上の地位

二編 國際私法

法學士 中村太郎君著

- 緒論
- 第一章 國際私法の概念
 - 第二章 國際私法の淵源
 - 第三章 國際私法の範圍
 - 第四章 國際私法の適用
 - 第五章 國際私法の效力
 - 第六章 國際私法の組織
 - 第七章 國際私法の地位
 - 第八章 國際私法の性質及び司法上の地位
 - 第九章 國際私法の組織
 - 第十章 國際私法の地位
 - 第十一章 國際私法の性質及び司法上の地位
- 第一編
- 第一章 國際私法の總論
 - 第二章 國際私法の目的
 - 第三章 國際私法の組織
 - 第四章 國際私法の地位
 - 第五章 國際私法の性質及び司法上の地位
 - 第六章 國際私法の組織
 - 第七章 國際私法の地位
 - 第八章 國際私法の性質及び司法上の地位
- 第二編
- 第一章 國際私法の總論
 - 第二章 國際私法の目的
 - 第三章 國際私法の組織
 - 第四章 國際私法の地位
 - 第五章 國際私法の性質及び司法上の地位
 - 第六章 國際私法の組織
 - 第七章 國際私法の地位
 - 第八章 國際私法の性質及び司法上の地位

法學博士 寺尾 亨君校閲 法學士

永井 亨君著

言文 致 戰時國際法

大判並製 紙數五百餘頁
洋 製 正價金六拾錢
全一冊 郵稅 拾 錢

緒論

第一章 戰爭

第一節 戰爭の性質

第二節 戰爭の開始

第三節 戰爭の終始

第一節 交戰國の意義

第二節 交戰者及び交戰地

第三節 交戰國の權利義務

第四章 局外中立國

第一節 局外中立國の意義

及沿革

第二節 局外中立國の權利

義務

第二章 交戰國

第一節 同盟國の種類

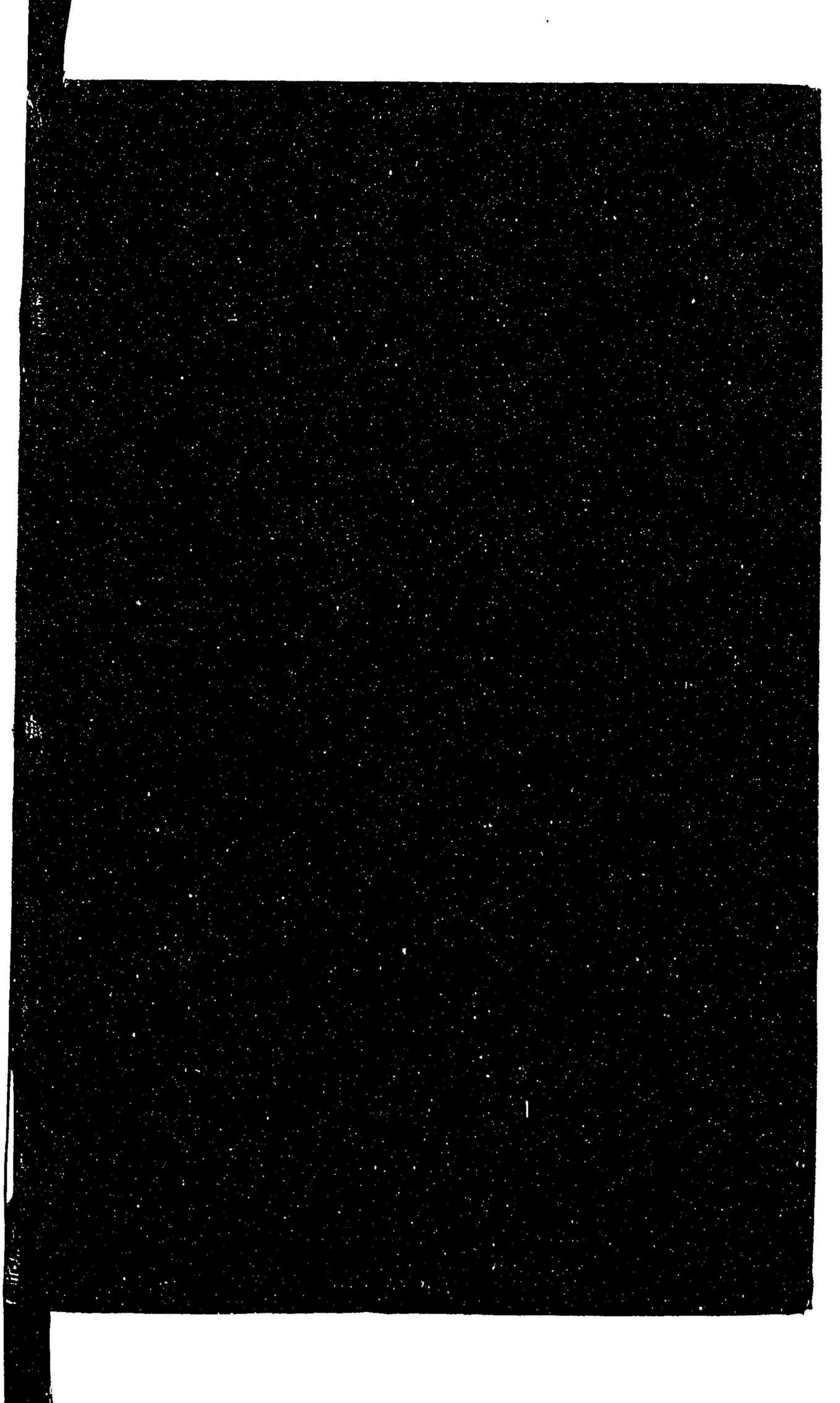
第二節 同盟國最近の實例

第三節 中立國人民の商業

本書の特色として特に擧ぐべきは國家の種類として交戰國同盟國中立國の三章に分ち交戰國の章下には宣戰の布告を論じ、戒嚴令を説き、交戰地域と不可侵地域とを述べて滿洲と蘇西の國際法上の性質を明にし、商船捕獲を論じて津輕海峽に於ける露國の舉動を批評し、捕獲審檢所俘虜情報局を説明し、赤十字の設備を詳説す、同盟國の章下に日英同盟露國宣言日韓議定書を解明論究し、中立國の章下には中立國の態度を明にして清韓の地位を論じ、マンジュール事件を説き、日露兩國の戰時禁制品を比較詳論し、海上封鎖の法理を闡明したり且つ叙述簡明にして刻下國民の熟讀するに最も適切なり

78
3

85





026839-000-2

78-3

現代露西亞

須崎 芳三郎/著

M37

ADF-0020

